証券コード457A
2026年11月12日
（電子提供措置の開始日　2026年11月５日）

株主各位

京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入る橋弁慶町227

株式会社ルリアン

代表取締役社長　小西弘樹

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の３の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://le-lien.co.jp/

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご返送くださいますよう、よろしくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2026年11月27日（金曜日）午前10時

２．場　　所　　京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
京都経済センター７階

３．株主総会の目的事項

報告事項

１．第９期(2025年９月１日から2026年８月31日)事業報告の内容並びに会計監査人および監査等委員会の計算書類監査結果報告の件

２．第９期(2025年９月１日から2026年８月31日)計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款の一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第１号議案及び第２号議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」(29頁から32頁）に記載のとおりであります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://le-lien.co.jp/）において、修正内容を掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調にあるものの、物価上昇や海外情勢、金融資本市場の変動等の影響により、先行き不透明な状況が継続しております。当社が属する相続関連市場においては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口で死亡数が2040年頃にピークを迎えると見込まれていることなどを背景に、相続手続きや生前対策に関する中長期的な需要が見込まれております。このような環境のもと、当社は提携先の拡大及び顧客対応体制の強化を推進し、事業基盤の拡大に取り組んでまいりました。なお、当社は2025年11月21日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場いたしました。

主力である相続サポートは、有効情報数及び受任数の増加を背景に、相続手続きに関する専門事業者への紹介に係る収益が伸長し、営業収益は1,474,921千円（前期比17.2％増）となりました。また、終活を中心とするライフサポートは人員の見直しにともなう高齢者施設紹介事業の収益の減少などが影響し、営業収益9,763千円（前期比48.1％減）となりました。その他では、不動産の取得とその売却が発生したことにより営業収益18,667千円（前期比28.7％増）となりました。なお、当事業年度より、事業内容をより明瞭に開示するために、営業収益の区分を従来の「１次サポート」「２次サポート」「その他」から「相続サポート」「ライフサポート」「その他」に変更しております。

この結果、当事業年度の営業収益は1,503,352千円（同16.4％増）となりました。一方、将来の増収増益に向けた採用強化等による人件費の増加や紹介手数料等の営業費用が増加したものの、営業収益の伸長により、これらの費用増を吸収し、営業利益は78,850千円（同22.8％増）となりました。また、経常利益は主に上場関連費用を計上したものの73,132千円（同13.2％増）、当期純利益は事務所移転費用を特別損失に計上したものの48,805千円（同6.3％増）となりました。

（注）有効情報数は、葬儀社等から寄せられる情報の総数から無効分（当社サービスが不要であることが明瞭な場合など）を除いた情報数を指します。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は19,867千円（有形固定資産10,442千円、無形固定資産9,424千円）であり、その主なものは、北九州市における九州コミュニケーションラボの開設に伴う内装工事及びリース資産、関西コミュニケーションラボの京都市への移転に伴う京都本社のレイアウト変更工事、業務管理システムのソフトウエア開発であります。これらに必要な資金は、自己資金により充当しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社事業基盤を支えるのは顧客の紹介元となる葬儀社や金融機関等との提携、顧客にサービスを提供する専門事業者との関係の２点となります。前者をアライアンス関係、後者をパートナー関係として位置づけ、それぞれとのコミュニケーションが事業基盤であることを前提に、主な課題として以下を認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

① 案件の進捗管理

相続手続き支援は数ヶ月を要するため、進捗に関するクレームが発生しやすいという構造的な問題を抱えており、紹介元である葬儀社や金融機関等にクレームが入ることで顧客だけでなくアライアンス先との信頼関係にも影響を及ぼす可能性があります。こうした背景から当社では顧客とのコミュニケーションを重視し、「MINSOU システム」で各案件の状況を専門事業者と共有し、クレーム発生時には最優先で対応しております。また、進捗管理は収益の早期実現にも直結するため、専門事業者への頻繁なヒアリングを通じて状況把握に努めております。さらに、「相続エスコート」により、顧客自身が進捗を確認できるほか、チャット機能で不安や疑問をいつでも相談できる体制を整え、クレームの最小化を図っております。

② システム開発と活用

相続手続きに関する工程を把握するための「MINSOU システム」の開発は、個々の案件の進捗管理のためだけでなく、今後のサービス開発のためのデータベースとしても重要性を増しております。このDX戦略により、競合他社との差別化を一層図るとともに、当社の企業価値の向上に寄与するものであるため、積極的に行っていく方針です。

③ 情報管理体制の強化

当社は多くの個人情報を預かるため、情報漏洩やデータの紛失等の事故が起きないように社内の管理体制を強固にする必要があると認識しております。情報管理規則の徹底に加え、運用状況を内部監査により詳細に確認することにより対処してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第６期 (2023年８月期)	第７期 (2024年８月期)	第８期 (2025年８月期)	(当期)第９期 (2026年８月期)
営　業　収　益	1,047,662 千円	1,179,989 千円	1,291,962 千円	1,503,352 千円
経　常　利　益	95,588 千円	71,352 千円	64,609 千円	73,132 千円
当　期　純　利　益	69,245 千円	48,917 千円	45,894 千円	48,805 千円
１株当たり当期純利益	322.97 円	228.16 円	214.06 円	227.64 円
総　資　産	483,784 千円	609,979 千円	689,081 千円	746,670 千円
純　資　産	176,143 千円	225,060 千円	270,955 千円	319,760 千円
１株当たり純資産額	821.56 円	1,049.72 円	1,263.78 円	1,491.42 円

(注) 2025年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年９月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は設立以来のビジョンである「争いを防ぎ 人と人をつなぐ」のもと、相続手続きに関するニーズを有する顧客と、必要なサポートを提供する行政書士や税理士をはじめとした専門事業者をつなぐ、相続に関するプラットフォーム事業「みんなの相続窓口」を運営しております。主なサービスは次のとおりであります。

サービス区分	サービスの内容
相続サポート	相続手続きに関するサポートを行っております。行政書士や税理士等の専門事業者等と連携し、それぞれの業務範囲に応じてサポートしております。
ライフサポート	保険や遺言、高齢者施設紹介といった、「終活」に類する家族のサポートを行っております。
その他	コールセンターの業務受託、不動産売買など幅広く事業を展開しております。

(8) 主要な事業所

名　　称	所　在　地
京都本社（本店）	京都市中京区
東京本社	東京都中央区
大阪本社	大阪市中央区
関西コミュニケーションラボ	京都市中京区
九州コミュニケーションラボ	北九州市小倉北区

（注）2026年４月に、京都本社・東京本社・大阪本社の３本社体制に移行するとともに、滋賀営業所の名称を関西コミュニケーションラボに変更し、北九州市小倉北区に九州コミュニケーションラボを開設いたしました。また、2026年６月に関西コミュニケーションラボを滋賀県草津市から京都市中京区に移転いたしました。

(9) 従業員の状況

2026年８月31日現在

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
65（52）	12（８）増	42.8	3.1

（注）従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員数を（ ）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　800,000株

(2) 発行済株式の総数　　214,400株

(3) 株主数　　13名

(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持　株　数	持　株　比　率
株式会社ＦＵＪＩＭＡＫＩアセットデザイン	131,800 株	61.47 %
藤巻　米隆	63,980	29.84
藤巻　賢太郎	10,000	4.66
小西　弘樹	4,320	2.01
司法書士法人Ｆ＆Ｐａｒｔｎｅｒｓ	1,000	0.47
行政書士法人Ｆ＆Ｐａｒｔｎｅｒｓ	680	0.32
鈴木　龍介	600	0.28
山西　康孝	600	0.28
岩永　哲雄	500	0.23
遠藤　正彦	400	0.19

（注）持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

2025年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年９月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は192,960株増加し、214,400株となっております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第１回新株予約権
発行決議日	2021年６月８日
新株予約権の数	640個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　6,400株（新株予約権１個につき10株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり50円
権利行使期間	2023年６月９日から2031年６月８日まで
役員の保有状況	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 新株予約権の数　640個 目的となる株式数　6,400株 保有者数　３名

（注）１．2025年９月１日付の株式分割（１株につき10株）に伴い、新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額を調整しております。
２．監査等委員である取締役（社外取締役）は、新株予約権を保有しておりません。また、第２回新株予約権（2022年10月13日発行決議）は、当社役員は保有しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
藤巻　米隆	代表取締役会長兼CEO	株式会社ＦＵＪＩMAＫＩアセットデザイン　代表取締役
小西　弘樹	代表取締役社長	－
山西　康孝	常務取締役	－
目片　雅喜	取締役　常勤監査等委員	－
吉田　衣里	取締役　監査等委員	西東京共同法律事務所　弁護士
遠藤　正彦	取締役　監査等委員	株式会社自在　代表取締役 同志社大学　嘱託講師

（注）１．取締役目片雅喜、吉田衣里及び遠藤正彦は、社外取締役であります。
２．取締役（常勤監査等委員）目片雅喜は、金融機関及び事業会社における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、目片雅喜を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当事業年度中の取締役の異動はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、社外取締役である目片雅喜、吉田衣里及び遠藤正彦との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年11月29日開催の取締役会において、「報酬委員会規程」及び「報酬委員会による報酬決定のガイドライン」を決議し、その中で取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、①及び③において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めております。決定方針の内容の概要は以下のとおりであります。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の経営理念を具現化する人材を継続的に確保し、株主をはじめとするステークホルダーに対する企業価値を絶えず向上させるために期待される役割を果たす意欲を十分に引き出す内容とすることを基本方針としております。また、取締役の報酬の内容についてステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、公正性・透明性・客観性を備えるものとしております。

取締役の報酬は、固定の金銭報酬である基本報酬のみで構成し、業績連動報酬等

及び非金銭報酬等は支給しないこととしております。

ロ．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位、職責、在任年数等を総合的に勘案し、各職責を踏まえた適正な水準で決定することとしております。

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の個人別の報酬額は、取締役会の決議に基づき、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会に一任し、報酬委員会が審議のうえ決定することとしております。

ニ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、取締役会から委任を受けた報酬委員会が、決定方針との整合性を含めて審議のうえ決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年11月26日開催の第４期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名（うち社外取締役０名）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年１月19日開催の臨時株主総会において年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の決議に基づき、報酬委員会に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。当事業年度に係る報酬額の決定時点における報酬委員会の構成は、委員長　目片雅喜（社外取締役・常勤監査等委員）、委員　遠藤正彦（社外取締役・監査等委員）、委員　藤巻米隆（代表取締役会長兼CEO）の３名であります。

これらの権限を委任した理由は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会が決定することにより、報酬の決定過程における客観性及び透明性を確保するためであります。また、当該権限が適切に行使されるよう、報酬委員会は委員の過半数を社外取締役とし、委員長及び議長は社外取締役が務めることとしております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	基本報酬（千円）	対象となる役員の員数（名）
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	70,860 （－）	70,860 （－）	3 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	3 （3）
合　計 （うち社外役員）	80,460 (9,600)	80,460 (9,600)	6 （3）

（注）１．取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．当社は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給していないため、報酬等の総額はすべて基本報酬であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）吉田衣里は、西東京共同法律事務所に所属する弁護士であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）遠藤正彦は、株式会社自在の代表取締役及び同志社大学の嘱託講師を兼職しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（常勤監査等委員） 目片　雅喜	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回及び監査等委員会13回のうち13回に出席し、金融機関及び事業会社における長年の業務経験を通じて培われた財務及び会計に関する知見と経営全般に関する高い見識から、当社の業務執行に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員長として、取締役の報酬の決定過程における客観性及び透明性の確保に寄与しております。
取締役（監査等委員） 吉田　衣里	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回及び監査等委員会13回のうち13回に出席し、弁護士としての法令に関する専門的な知識に基づき、当社の経営全般や事業の健全性、法令遵守に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役（監査等委員） 遠藤　正彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回及び監査等委員会13回のうち12回に出席し、事業会社における取締役等としての経験を通じて培われた経営全般に関する高い見識から、当社の経営戦略や事業運営に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として、取締役の報酬の決定過程における客観性の確保に寄与しております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の監査計画の内容、監査の遂行状況、監査報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、財産保全を確保するために統制環境を整え、内部統制システムの整備を行い、企業価値を継続的に高め、全てのステークホルダーの信頼を得ることを主な目的として企業経営を推進します。

①役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、全ての取締役、執行役員及び従業員（以下、総称して「役職員」という。）が遵守すべき「取締役会規程」をはじめとする諸規程・諸規則を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。

当社は、取締役会及びリスク管理・コンプライアンス委員会を組織し、原則毎月１回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。また、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスガイドライン」を制定し、倫理的かつ遵法精神に根ざした企業行動の徹底を図るとともに、役職員のコンプライアンス意識向上の施策の実施とコンプライアンス研修などによる正しい知識の修得に努めます。さらに、「コンプライアンス規程」に基づき、役職員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度を制定することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努めております。不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定めております。

一方、「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査室が全部門の内部監査を実施し、役職員の職務の執行が適切に行われているか検証のうえ、その結果については経営トップに直接報告します。改善を要する事項についてはフォロー監査を実施し、その改善状況を確認します。

②役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

役職員の職務の執行に係る情報に関しては、当社は、「文書等管理規程」に従って適切な状態で保存、管理し、役職員が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。営業秘密及び個人情報の不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「機密情報管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行います。各法令及び証券取引所の定める諸規則等の要求に従い、会社情報を適時適切に開示します。

③損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、リスク管理規程を制定し、当社の各部門と役職員全員が、本規程に従い、全社的リスク管理を徹底します。また、リスク管理・コンプライアンス委員会にて、

広範なリスク管理についての協議を行い、必要に応じてリスクへの対策を検討・実施します。緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実行等を行い、事態の早期解決に努めます。

④役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、経営会議を設置し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、経営計画を策定し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で、売上や利益目標を設定し、目標達成に向けた経営を実践します。

一方、業務執行面では、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「組織規程」を定め、権限と責任を明確にするとともに、「稟議規程」に基づく稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化、迅速化を図ります。

⑤監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務遂行のために補助者を必要とする場合は、その求めに応じて速やかに補助すべき専任又は兼任スタッフ（以下「スタッフ」といいます。）を置きます。また、当該スタッフは、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないものとするとともに、その人事異動・評価等について監査等委員会の事前の同意を得るものとします。

取締役は、取締役会での業務報告により監査等委員会への報告を行うことを基本とします。また、当社の役職員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、必要に応じ、あるいは監査等委員会からの要求に従って、随時報告するものとします。

監査等委員会は、必要に応じ何時でも資料の提出を求めることができます。当社は、内部通報制度の利用を含む監査等委員会への報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底します。

監査等委員会は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行うことで監査の実効性を確保し、また、内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告するものとします。

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑥反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処することを役員及び従業員等に周知しております。

また、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求

に対しては断固としてこれを拒否します。

⑦財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととします。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2021年11月26日付けで監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化・社外取締役の活用による経営の透明性の確保及び効率化を進めております。また当社は、取締役会において経営上のリスクの検討を行い、必要に応じて社内組織、業務及び諸規程等を見直し、その実効性を向上させております。

なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

①取締役会は、取締役（監査等委員を除く）３名と監査等委員である取締役３名（うち社外取締役３名）で構成され、各議案について毎回活発な意見交換及び議論が行われております。なお、より多くの時間を戦略的な議論にあてられるよう、議案の絞り込みをするなど、取締役会の運営の方法の見直しを適宜行っております。

②監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議、決議に参加し、また業務執行状況の報告を受けるほか、常勤監査等委員につきましては、経営会議等のその他の会議体にも出席し、監査の実効性の向上を図っております。

③当社の役職員に対し、その職務や地位に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修及びeラーニングでの教育を実施し、法令、定款及び社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

④リスク管理及びコンプライアンス体制を強化するための取組みとして、事故や災害が発生した折には、当社の危機発生時の緊急連絡網を通じて、取締役、監査等委員及び各部門の責任者に速やかに情報共有されるシステムを運用しており、発生したリスクに対して迅速かつ組織的な対応を行う体制を構築しております。

⑤内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施しております。また、代表取締役社長に定期的な報告を行っており、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上を図っております。

⑥既存取引先及び新規取引先について、外部調査会社等を活用して反社会的勢力のチェックを実施しております。また、取引先との契約時における反社会的勢力排除条

項の契約書への記載を必須としております。

⑦倫理・コンプライアンスに係る体制の一環として、内部通報制度を設け運用し、倫理・コンプライアンスに反する行為の早期発見及び是正を図っております。また、本制度を通じ、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び従業員等に対し周知徹底しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、特定の者による当社の株式等の大規模買付行為に対する基本方針その他これに類する方針を定めておらず、該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけております。しかしながら、現在当社は成長過程にあり、事業の拡大及び財務基盤の強化に向けた内部留保の充実を図り、企業価値向上を目的とした成長投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、創業以来配当は実施しておらず、今後も当面の間は内部留保の充実を図る方針です。

将来的には、事業の拡大による収益力の向上や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針とし、配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（2026年８月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　　目	金　額	科　　目	金　額
流動資産	**678,003**	**流動負債**	**416,302**
現金及び預金	440,762	リース債務	1,040
売掛金	41,631	未払金	151,106
契約資産	171,459	未払費用	49,530
販売用不動産	6,299	未払法人税等	9,178
前渡金	1,201	未払消費税等	17,256
前払費用	13,872	契約負債	1,087
その他	2,778	営業預り金	173,141
固定資産	**68,666**	預り金	2,830
有形固定資産	**24,111**	賞与引当金	11,130
建物	17,572	**固定負債**	**10,607**
工具、器具及び備品	148	リース債務	2,156
リース資産	6,390	資産除去債務	8,451
無形固定資産	**19,729**	**負債合計**	**426,909**
ソフトウエア	19,729	純資産の部	
投資その他の資産	**24,826**	**株主資本**	**319,760**
長期前払費用	390	**資本金**	**10,355**
敷金及び保証金	17,540	**資本剰余金**	**365**
繰延税金資産	6,884	資本準備金	365
その他	10	**利益剰余金**	**309,040**
		その他利益剰余金	309,040
		繰越利益剰余金	309,040
		純資産合計	**319,760**
資産合計	**746,670**	**負債・純資産合計**	**746,670**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営業収益		1,503,352
営業費用		1,424,501
営業利益		78,850
営業外収益		
受取利息	1,211	
受取配当金	0	1,211
営業外費用		
支払利息	129	
上場関連費用	6,800	6,929
経常利益		73,132
特別損失		
事務所移転費用	3,979	3,979
税引前当期純利益		69,153
法人税、住民税及び事業税	19,264	
法人税等調整額	1,083	20,347
当期純利益		48,805

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	10,355	365	260,235	270,955	270,955
当期変動額					
当期純利益			48,805	48,805	48,805
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	48,805	48,805	48,805
当期末残高	10,355	365	309,040	319,760	319,760

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に関する事項の注記

1．資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８年～18年
工具、器具及び備品	６年～８年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

(3)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

相続に関するプラットフォーム事業において、当社の顧客である行政書士や税理士等の専門事業者に対して、相続等に関する業務委託を希望する相続人等の見込顧客の取付業務を行うことにより、行政書士や税理士等の専門事業者から業務報酬を収受しております。行政書士や税理士等の専門事業者に対する見込顧客の取付業務については、行政書士や税理士等の専門事業者と相続人等との間で業務委託契約が締結された時点で収益を認識しております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	6,167千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	21,440株	192,960株	―	214,400株

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割（１株につき10株の割合）による増加　192,960株

2．当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第１回新株予約権（普通株式）	8,660株
第２回新株予約権（普通株式）	1,630株
合計	10,290株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,934 千円
資産除去債務	2,987 〃
未払事業税	1,015 〃
減価償却超過額	646 〃
繰越税額控除	32,469 〃
その他	847 〃
繰延税金資産小計	41,900 千円
評価性引当額	△32,469 〃
繰延税金資産合計	9,431 千円
繰延税金負債	
資産除去費用	△2,546 千円
繰延税金負債合計	△2,546 千円
繰延税金資産の純額	6,884 千円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な定期預金等の安全性の高い金融資産に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社等の建物賃貸借契約に係る差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び営業預り金は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

販売先の信用リスクについては、販売及び与信管理規程に従い、販売先の信用状態、取引内容、回収条件等を十分調査・検討した上で取引を開始しております。また、販売先との取引を通じて信用状況を継続的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金は、取引開始時に信用調査を行なっており、信用状況の把握に努めております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

流動性リスクについては、定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、適時に入出金を把握することにより手元流動性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金及び保証金	17,540	11,391	△6,149
資産計	17,540	11,391	△6,149

（注）「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「営業預り金」については、現金及び短期間で決済されることから時価が帳簿価額に近似するものに該当するため、記載を省略しております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	11,391	－	11,391
資産計	－	11,391	－	11,391

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、返還予定時期を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値に、信用リスクを加味して算定し、レベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

顧客から生じる収益を理解するための情報は、「重要な会計方針に関する事項の注記」の「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　1,491円42銭
１株当たり当期純利益　　227円64銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月14日

株式会社ルリアン
　取締役会　御中

三優監査法人
大阪事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　鳥居　陽

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　西川　賢治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ルリアンの2025年９月１日から2026年８月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第9期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき下記の通り報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②　会計監査人の独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していることを認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月14日

株式会社ルリアン　監査等委員会

監査等委員　　目片　雅喜　　㊞

監査等委員　　吉田　衣里　　㊞

監査等委員　　遠藤　正彦　　㊞

（注）　監査等委員全員が、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

参考書類

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

１．議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ルリアン
代表取締役社長　小西 弘樹

２．議案及び参考書類

第1号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、既存事業の実態を定款上明確にするとともに、今後の事業領域の拡大及び新規事業の展開に対応するため、現行定款第２条（目的）の一部を変更いたしたいと存じます。具体的には、相続、遺言、遺産整理、事業承継及び財産管理等に関する支援業務、葬送・供養関連業務並びに身元保証関連業務を事業目的に追加するとともに、不動産関連業務の内容を拡充し、事業内容に応じて目的事項の記載順序を整理するものであります。また、現行定款第３条（本店の所在地）における不要な文言の削除及び第22条（代表取締役及び役付取締役）における誤記の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 情報の収集、提供、仲介及び斡旋 (2) コンサルタント業 (3) 催事の企画及び運営 (4) フランチャイズ事業 (5) システムの企画、開発、リース、レンタル、販売及び保守 (6) 無体財産権、ノウハウの取得、使用許諾、売買及び管理 (7) 会員組織の運営 (8) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 (9) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理業 (10) 集金代行業及び事務代行業	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 相続、遺言、遺産整理、事業承継並びに財産管理に関する情報提供、資料整理、事務連絡、手続準備の補助及びコンサルティング (2) 葬儀、墓石、仏壇その他葬送・供養に関連するサービスに係る業務の受託、営業支援、取次及び販売その他これらに関連する業務 (3) 情報の収集、提供、仲介及び斡旋 (4) コンサルタント業 (5) 集金代行業及び事務代行業 (6) 催事の企画及び運営 (7) フランチャイズ事業 (8) システムの企画、開発、リース、レンタル、販売及び保守 (9) 無体財産権、ノウハウの取得、使用許諾、売買及び管理 (10) 会員組織の運営

現　行　定　款	変　　更　　案
(11) 電気通信事業法に基づく電気通信事業 (12) 有料職業紹介事業 (13) 高齢者施設の選定及び入居までのサポート事業 (14) 前記各号に附帯する一切の業務	(11) 電気通信事業法に基づく電気通信事業 (12) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、有効活用及びコンサルティング業 (13) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理業 (14) 高齢者施設の選定及び入居までのサポート事業 (15) 身元保証業務並びに各種保証手続きに関する相談、手続の代行及び媒介業務 (16) 有料職業紹介事業 (17) 前記各号に附帯する一切の業務
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を京都府京都市に置く。 (機関)	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を京都府京都市に置く。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）３名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。現任の３名が再任となり、監査等委員である取締役３名と合わせ、６名で取締役会を構成します。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ふじまき　よねたか 藤巻 米隆 （１９６０年5月３０日生） 重任	1987年４月　藤巻司法書士事務所設立 2009年４月　司法書士法人 F&Partners 代表社員 2018年４月　株式会社 back50（現当社）設立 当社代表取締役社長 2022年５月　当社代表取締役会長兼社長 2022年11月　当社代表取締役社長 2023年11月　当社代表取締役会長兼 CEO（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社FUJIMAKIアセットデザイン 代表取締役（現任）	63,980株
〈取締役候補者とした理由〉 同氏は、代表取締役会長兼 CEO としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社の業務に精通した立場から、引き続き、当社の実効性の高い経営に対して十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としました。		
こにし　ひろき 小西 弘樹 （１９７０年5月１８日生） 重任	1994年４月　株式会社日刊スポーツ新聞社入社 2007年４月　株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー入社 2015年２月　公益財団法人ユニジャパン入職 2017年２月　株式会社日本人材機構入社 2020年７月　株式会社地域経済システム研究所取締役 2020年11月　当社取締役 2022年11月　当社専務取締役 2023年11月　当社代表取締役社長（現任）	4,320株
〈取締役候補者とした理由〉 同氏は、当社の経営戦略を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社の業務に精通した立場から、引き続き、当社の実効性の高い経営に対して十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としました。		
やまにし　やすたか 山西 康孝 （１９７９年7月１９日生） 重任	2003年４月　富士通システムソリューションズ株式会社（現株式会社富士通システムズ・イースト）入社 2016年８月　司法書士法人 F&Partners 入職 2021年５月　当社入社 2023年１月　当社執行役員 2023年11月　当社取締役 2024年４月　当社常務取締役（現任）	600株
〈取締役候補者とした理由〉 同氏は、当社のアライアンス業務、 CRM 業務およびパートナー業務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。当社の業務に精通した立場から、当社の実効性の高い経営に対して十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者としました。		

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
　　２．藤巻米隆氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等に該当します。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
　　京都経済センター７階　会議室７Ｅ・７Ｆ
TEL：075-341-9740

公共交通機関をご利用の場合
・京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出てすぐ
・阪急電車京都線「烏丸駅」26番出口直結
・京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ
・京都市営地下鉄「京都駅」より烏丸線乗車3分
・阪急電車「河原町駅」より京都線乗車2分
・京阪電車「祇園四条駅」下車市営バス「四条京阪前」より乗車約9分

